

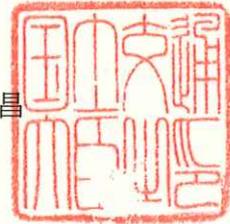
観 総 第 24 号  
令和 7 年 4 月 16 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中野 洋昌



交通政策審議会に対する諮問について

観光立国推進基本法第 10 条第 5 項において準用する第 3 項に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第 476 号】

観光立国推進基本計画の変更案について

【諮問理由】

観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）第 10 条第 5 項において準用する第 3 項において、国土交通大臣は、交通政策審議会の意見を聴いて、観光立国推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされていることから、上記について同審議会の意見を聴く必要がある。

国交政審（観）第2号

令和7年4月18日

交通政策審議会観光分科会

会長 加藤 一誠 殿

交通政策審議会

会長 橋本 英二

(公印省略)

交通政策審議会観光分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第476号「観光立国推進基本計画の変更案について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき観光分科会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。